明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一六四）　一

省令

○厚生労働省令第百六十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二百十六号を第二百二十四号とし、第百八十三号から第二百十五号までを八号ずつ繰り下げ、第百八十二号を第百八十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十　三―メチル―二―（四―メチルフェニル）モルフォリン及びその塩類

第一条中第百八十一号を第百八十八号とし、第百三十八号から第百八十号までを七号ずつ繰り下げ、第百三十七号を第百四十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十四　［一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インドール―三―イル］（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第百三十六号を第百四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四十二　二―（三―フルオロフェニル）―三―メチルモルフォリン及びその塩類

第一条中第百三十五号を第百四十号とし、第百二十九号から第百三十四号までを五号ずつ繰り下げ、第百二十八号を第百三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十三　Ｎ―（四―フルオロフェニル）―Ｎ―［一―（二―フェネチル）ピペリジン―四―イル］ブタナミド及びその塩類

第一条中第百二十七号を第百三十一号とし、第百二十二号から第百二十六号までを四号ずつ繰り下げ、第百二十一号を第百二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十五　二―フェニル―二―（ピペリジン―二―イル）酢酸イソプロピルエステル及びその塩類

第一条中第百二十号を第百二十三号とし、第百三号から第百十九号までを三号ずつ繰り下げ、第百二号を第百四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五　二―（ナフタレン―二―イル）―二―（ピペリジン―二―イル）酢酸メチルエステル及びその塩類

第一条中第百一号を第百三号とし、第八十三号から第百号までを二号ずつ繰り下げ、第八十二号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十四　一―（二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イル）―Ｎ―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第八十一号を第八十二号とし、第三十二号から第八十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二　Ｎ―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（二―フルオロベンジル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。